

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 庄原市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.9%
全職員	74.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.5%
本庁課長相当職	100.0%
本庁課長補佐相当職	該当なし
本庁係長相当職	97.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.1%
31～35年	98.0%
26～30年	94.7%
21～25年	92.4%
16～20年	87.7%
11～15年	87.6%
6～10年	95.7%
1～5年	90.7%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員は、それぞれの勤務時間に応じて、常勤職員の所定労働時間を基準として、下記のとおり区分し職員数を換算した。

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 所定労働時間を常勤職員と同じにする者 | 1. 0人/月 |
| ② 所定労働時間を常勤職員の8割程度とする者 | 0. 8人/月 |
| ③ 所定労働時間を常勤職員の6割程度とする者 | 0. 6人/月 |
| ④ 所定労働時間を常勤職員の4割程度とする者 | 0. 4人/月 |
| ⑤ 所定労働時間を常勤職員の2割程度とする者 | 0. 2人/月 |
| ⑥ 所定労働時間を常勤職員の1割程度とする者 | 0. 1人/月 |

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。